

福津市 訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和7年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				6級地	10.42	合成 単位数	算定 単位
種類	項目									
A2	2411	訪問型独自サービス21	1月当たりの回数を定める場合 ※1月につき3, 727単位の範囲で所 定単位数を算定する	標準的な内容の訪問型サービス(予防訪問相当)である場合			287 単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合		179 単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			所要時間45分以上の場合		220 単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合			163 単位	163		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービス(予防訪問相当)である場合		3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2		
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービス(予防訪問相当)である場合		3 単位減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサー ビスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算				200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算				50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算			